

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年5月15日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2009～2011

課題番号：21530037

研究課題名（和文） グローバル化による国家の構造変化と立憲主義の再構築

研究課題名（英文） Structural change of State by globalization and theoretical reconstruction of constitutionalism

研究代表者

山元 一（YAMAMOTO HAJIME）

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：10222382

研究成果の概要（和文）：EUや欧州人権条約により形成されているヨーロッパ法とそれに呼応しつつも部分的には抵抗している各国法秩序の両者全体を，一元的な最終権威（ないし「承認のルール」）で階層的かつ調和的に捉える思考をするのが「憲法」「立憲主義」的な方法論である。各国の憲法でなじみ深い「立憲主義」の方法論に関心が向けられがちであるがそれは現代のヨーロッパのマクロ法現象をみる目としては予断を含んだ見方に過ぎない。そのような方法論で捉えることが，事実認識の方法として，またあるべき法秩序像を示すための規範論として果たして妥当なのかどうか，それこそが問題である，と考えられる。

研究成果の概要（英文）： Our study has identified two major theoretical perspectives to analyse the current European legal integration. The European “constitutionalism” perspective presupposes the ultimate authority (or the “rule of recognition”) that would legitimise both the European and the national legal orders, and that would combine those legal orders into one hierarchical harmonious legal system. We could draw some lessons from those academic exercises: for example, such traditional concepts as “constitution” and “national sovereignty” would themselves condition, and could prejudice, our understanding on European integration when the method of its legal assessment is still contested, and/or when the question of how we should direct future European integration is being disputed.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2010年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：立憲主義，ヨーロッパ連合，共和主義，多元主義，国家主義，国民主権，グローバル化

1. 研究開始当初の背景

(1)日本の改憲論議と憲法学界の対応に共

通する盲点

近代立憲主義論は，個人にとっての国家

の徹底的な他者性を基本的な内容とする。しかし最近の日本での改憲論議をリードする自由民主党と民主党の改憲プロジェクト文書は共に、近代立憲主義論に対する明示的な違和感を示している。同時に最近の改憲論議は、従来の改憲論議で力説された国家に対する忠誠義務を強調する復古的トーンを薄め、むしろ明示的に人権保障の強化論と結合している。しかし改憲論者はこの結合の理論的な論証をしていない。一方、現在の日本憲法学の支配的な見解は、このような改憲論議を「立憲主義の本質を弁えない妄論」と位置づける。この憲法学界の反応は、とくに1990年代以降、史的唯物論に立脚する理論の衰退に伴い、近代立憲主義を立憲主義と同視する傾向から出ているが、グローバル化の下で展開する新たな憲法問題を積極的に視野に入れてはいない。グローバル化が進む中では、たとえば国連安保理がテロリストを名指しで制裁決議するなど、国家単位を超えた一層大きな単位の権力支配が直接に個人にも及ぶ。グローバル化の下で個人をほぼ直接に支配する国家を超えた単位の権力が生じ、国家単位の立憲主義も再構成が迫られている現状を認識した議論を日本において展開する必要がある。

## (2) 「ヨーロッパ立憲主義」論の先駆性

海外に眼を転ずると、グローバル化の一角をなすヨーロッパ統合の文脈では、いわゆる近代立憲主義論と意識的に距離を取る「ヨーロッパ立憲主義 (European Constitutionalism)」論が種々様々に提示されていることに気づく。その論議は、中世封建制社会に萌芽を持ち近代主権国家の下でひとまず完成した立憲主義をめぐる諸観念を、ポスト・ナショナルな枠組に向けて<translation> (= 翻訳) する試みである。そこでは、「差異」「多様性」「対話」「多元主

義」等を鍵概念として、国家以外の統治権力枠組みも視野に入れて立憲主義を<translation>しつつ再構築する理論的な試みが見られる。

このヨーロッパの動向は、EU加盟国におけるもっぱら国際(法)的次元における変動の問題として扱う以上の重みがある。なぜなら、現在進行中のヨーロッパ統合の下では、EU統治構造およびEU法秩序が各加盟国の実定的な憲法構造に深く食い込んでおり、実質の見地から観察するとき、それが各国において立憲主義の規律すべき憲法秩序の一環を構成しているといわざるを得ないからである。ゆえに、「ヨーロッパ立憲主義」論を、グローバル化の中での立憲主義の理論的な展開の一つとして比較研究することは、日本の憲法学の論議にも参考になる。

## (3) 共和主義思想の可能性

以上のほか思想次元の論議動向への関心も本研究の背景にある。近年の欧米の政治理論における動向として、「リベラリズム vs 共同体主義」論争の後に、共和主義思想の現代的な可能性を積極的に論じる動きが出てきた。ここでは、仮想的にであれ裸の個人を出発点とする規範的社会像を描くことを基にして現実を規律しようとするリベラリズムに対して、今日の課題を踏まえ、支配からの自由、差異、市民権、共和主義的理解を前提とする共同体論などを強調する、新たな共和主義が議論されている。この動向は「ヨーロッパ立憲主義」論の展開とも結びつきながら、憲法制定権力や市民権をはじめとする憲法上の基礎的諸概念の再検討に及んでいる。この論議を吸収することも立憲主義の再構築には欠かせない。

## 2. 研究の目的

本研究は、グローバル化という歴史的転換に適切に応答できるよう日本憲法学の立憲主

義論を再構築することを目的とする。戦前・戦後の日本憲法学は立憲主義について豊かな成果をもたらしたが、グローバル化以前に展開したものであり、現在の新たな状況に十分には対応できない。そこでグローバル化に対応した立憲主義を模索する「ヨーロッパ立憲主義」論を手がかりに、既存の日本憲法学の成果を生かしつつ、日本憲法学における新たな立憲主義論を再構築する。

### 3. 研究の方法

(1) 方法的検討： 憲法学に残る「方法的ナショナリズム」の問題点を明らかにする（参照：遠藤乾「日本におけるヨーロッパ連合研究のあり方」中村民雄編『EU 研究の新地平』（ミネルヴァ書房，2005年）。近代国民国家構造を大前提とした〈個人と国家〉のア・プリオリな二極対立的理解の仕方そのものの妥当性を検討する。なぜなら、そのような立場は、グローバル化にあって、憲法上の基本的諸観念の新たな形成可能性の余地を著しく狭めてしまうからである。

(2) 「ヨーロッパ立憲主義」論の解明： EU 法秩序と統治構造は EU 加盟諸国の実質的な憲法秩序の一部を構成している。ヨーロッパ諸国では、自国および EU の法秩序と統治構造の規範的方向づけを課題とする立憲主義論が求められており、豊饒な議論が出されつつある。しかし、諸論の拠って立つ関心は様々であり、その中から、単なる事実経過の説明ではなく、本研究の問題意識に即した一定の規範的・構成的な憲法理論としての立憲主義として受け止めることのできる諸議論を抽出し、その意義と問題 8

(3) EU 加盟国の憲法学の理論的・思想的対応の解明： 多くの EU 加盟国は、EU 法秩序と統治構造が各国の実質的な憲法の一部になる際にもたらされる緊張を、立憲主義の実現装置たる憲法裁判機関と憲法改正関係諸

機関の協働作業により緩和してきた（EU 関係条約違憲判決 条約を合憲化するための憲法改正）。本研究では、近代成文憲法・主権論・近代立憲主義論の母国であるフランスと、成文憲法をもたずに判例法と学説により EU 法の新機軸に対応してきたイギリスを対照的な事例研究の対象とし、両国での主権観念や立憲主義の理解に関わる議論を追い、ヨーロッパ統合が憲法理論に与えた影響と憲法理論の対応を考察する。さらに各国憲法に EU 法秩序・統治構造を織り込んだ憲法を支える思想としての共和主義的な共同体論についても検討する。

(4) 日本憲法学における立憲主義の再構築： 以上の方法論的な反省、「ヨーロッパ立憲主義」論の意義と限界の把握、イギリス・フランスの比較憲法、共和主義思想の可能性の検討を踏まえ、日本の憲法学における立憲主義の再構築を行う。

### 4. 研究成果

2012年3月、研究代表者および分担者の本研究に関わる先行的準備的研究と総合した上で、中村民雄＝山元一編『ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化』というタイトルで信山社から刊行された。本書において、山元は、日本の憲法理論を批判的に検証するという問題意識に基づいて、第9章「仏語圏および英語圏における『ヨーロッパ立憲主義』論の動向」を担当し、また中村は、EU 法研究者という視角から、第1章「ヨーロッパ統合の展開と EU 憲法論議の生成」および第3章「イギリス憲法」について執筆した。

### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計7件）

山元一，グローバル化世界における公法学の再構築，法律時報 84 巻 5 号，2012，pp. 9-16

査読無

中村民雄，EU 中のイギリス憲法，早稲田法学 87 巻 2 号，2012，pp. 325-357 査読有

中村民雄，欧州人権条約のイギリスのコン・ロー憲法原則への影響，早稲田法学 87 巻 3 号，2012，pp. 659-691 査読有

山元一，憲法解釈における国際人権規範の役割，国際人権 22 号，2011，pp. 35-40 査読無

山元一，現代日本憲法理論にとっての「ヨーロッパ憲法」の意義，比較法研究 71 号，査読無，2011，pp. 82-93

中村民雄，The Lisbon Treaty and the autonomous development of EU constitutional case law，早稲田法学 85 巻 3 号，査読無，2011，pp. 899-935

中村民雄，EU 憲法論の困難・可能性・日本との関連，憲法理論叢書 17 号，査読無，2010，pp. 3-19

〔学会発表〕(計 5 件)

山元一，憲法解釈における国際人権規範の役割，国際人権法学会，2010 年 11 月 13 日，明治大学

中村民雄，比較法学会，EU「憲法」の論点と要因，2009 年 6 月 7 日，神奈川大学

中村民雄，比較法学会，2009 年 6 月 7 日，EU 憲法論の困難と可能性，神奈川大学

山元一，日本における「ヨーロッパ憲法」論の意義，比較法学会，2009 年 6 月 7 日，神奈川大学

中村民雄，憲法理論研究会，EU 憲法論の困難と可能性，2009 年 5 月 10 日，青山学院大学

〔図書〕(計 4 件)

山元一，中村民雄他，ヨーロッパ「憲法」の形成と各国憲法の変化，信山社，2012，296

辻村みよ子，長谷部恭男，山元一他，『憲法理論の再創造』，日本評論社，2011，536

森井裕一，中村民雄他，地域統合とグローバル秩序，信山社，2010，267

中村民雄 = 須網隆夫編，EU 法基本判例集 (第 2 版)，日本評論社，2010，412

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

山元 一 (YAMAMOTO HAJIME)

慶應義塾大学・法務研究科・教授

研究者番号：10222382

### (2) 研究分担者

中村 民雄 (NAKAMURA TAMIO)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号：90237412